

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部を改正する件(案)
に関する意見募集の結果について

令和8年3月31日

厚生労働省

保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部を改正する件(案)について、令和8年2月16日(月)から同年2月23日(月)まで御意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	「効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療」を短期間に適宜増減していくことに賛同します。	本案に賛成の御意見として承ります。
2	地域フォーミュラリの全国展開という目的のために、手段としてフォーミュラリと関連性の薄い都道府県の任意の取組に任せるということは、過去の長期収載品の選定療養の導入により後発医薬品使用割合の上昇した過去の結果を全く踏まえておらず、診療報酬などで制度的に誘導により推	実際の地域フォーミュラリの策定に当たっては、専門的知識も必要となるため、地域の薬剤師会や医師会等に参画いただき、地域の診療の実態等を踏まえて検討いただくことを想定しておりますが、その検討の場を設定いただくには、行政機関である都道府県に関与いただきたいと考えております。

	進するべき。本筋とずれた施策は無用な業務や混乱を生むこととなる	また、令和８年度診療報酬改定にて、医薬品の安定供給に資する取組を評価する加算項目を新設し、その中で施設基準の１つとして、医薬品に係る地域の保険医療機関、保険薬局及び医療関係団体との連携に関する望ましい事項について盛り込んでいます。
3	今回示された「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」の一部改正案において、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する目標達成のための施策として、地域フォーミュラリの取り組みをさらに推進するため、その具体的内容を追記することとされている。 しかしながら、現在の医薬品供給を巡る状況を踏まえれば、地域フォーミュラリの全国的推進を医療費適正化基本方針の枠組みに明記することについては、慎重な再検討が不可欠である。 第一に、現在の医薬品供給不安は一時的な事象ではなく、原材料調達、製造体制、流通構造を含む構造的課題であり、後発医薬品を中心に出荷調整・欠品が長期化している。こうした状況下で、地域単位で推奨医薬品を定め、使用を誘導する政策を推進することは、需要の集中を招き、供給不安をさらに増幅させる可能性を否定できない。供給が不安定な局面においては、使用薬剤の固定化ではなく、むしろ柔軟性と選択枝の確保が政策上優先されるべきである。 第二に、地域フォーミュラリは本来、医療の質向上、安全性の確保、科学的根拠に基づく適正使用を目的として、医	第一の御意見について、「フォーミュラリの運用について」（令和５年７月７日保医発 0707 第 7 号・保連発第 0707 第 1 号・医政産情企発 0707 第 1 号・薬生安発 0707 第 1 号）において、原則として有効成分の一般的名称によるものとし、特定の銘柄の製剤を選定する場合は、製造販売業者の品質確保・安定供給等の取組など合理的な理由を有することが必要としております。また、地域フォーミュラリにより医薬品利用の見込みを立てられることから、医療機関・薬局の確保や製薬企業の量産などを計画的・効率的に行うことができる効果も見込まれると考えております。 第二の御意見について、地域フォーミュラリのメリットは医療費適正化のみならず、ご指摘のとおり医療の質の向上や重複投与の解消、医薬品の在庫減少など多岐にわたると承知しており、必ずしも医療費適正化を主目的とする取組ではないと考えております。また、実際の地域フォーミュラリの策定に当たっては、専門的知識も必要となるため、地域の薬剤師会や医師

療現場の専門性を中心に自主的に検討されるべきものである。これを医療費適正化基本方針に位置付け、後発医薬品使用促進目標の達成手段として具体化することは、フォーミュラリの本来的性格を財政的目標の達成手段へと近接させるおそれがある。 第三に、医療費適正化基本方針への明記は、将来的に都道府県に対する実施圧力や評価指標化につながる可能性を内包している。地域フォーミュラリの検討は、各地域の医療提供体制及び供給状況の実情を踏まえた慎重な判断が不可欠であり、全国的推進を前提とする基本方針への具体的追記は時期尚早である。 以上を踏まえ、現時点において地域フォーミュ拉里推進を医療費適正化基本方針に具体的施策として明記することには反対する。 仮に今後検討を進める場合には、少なくとも以下の点を明確にすべきである。 - 一 医薬品の安定供給が十分に確保されていることを明確な前提条件とすること。 - 二 医療費削減を直接の目的としないことを明示すること。 - 三 医師・薬剤師等、医療現場の専門性を中心とする枠組みを担保すること。 - 四 全国一律ではなく、地域の実情に応じた段階的検討とすること。	会等に参画いただき、地域の診療の実態等を踏まえて検討いただくことを想定しております。 第三の御意見について、ご指摘のとおり、地域によって利用する医薬品の種類も含めた医療事情や医薬品の流通・在庫の状況が異なっていることから、地域の医療事情をきめ細かく反映させ、実効性の高いものとするためには地域ごとに議論を経て、地域の関係者の合意を得た上で定める必要があると考えております。 頂いたご指摘も踏まえ、今後の地域フォーミュラリの取組の推進に当たっては、厚生労働省において医療関係者や行政職員等を対象とした研修・個別相談を行う等、丁寧に進めてまいります。
--	--

	地域フォーミュラリは、医療の質向上を目的として慎重に議論されるべき制度であり、医療費抑制政策の文脈で拙速に位置付けられるべきものではない。医薬品供給不安が継続する現状を踏まえ、制度設計の再考を強く求める。	
4	プレガバリンのみがターゲットとなっているような記載となっていますが、「米国における効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療の適正化」が参考となっているからであって、本来は $\alpha 2\delta$ リガンド製剤の腰痛症に対する処方適正化（神経障害性かどうかによらず腰痛という症状のみに対して処方することの是非）ということですのでよろしいでしょうか？日本ではミロガバリンも発売されていますので、明確な記載（もしくは差別化）をしていただかないと混乱をきたしかねないように思いました。	米国で指摘されている「効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療」のまとめ、研究班で文献レビューをした米国、カナダ、オーストラリアと日本の論文の結果も踏まえ、今回の告示改正においては、腰痛症に対して多く処方されているプレガバリンをまずは適正化の対象として追加いたしました。一方、御指摘のようなプレガバリン以外の薬剤の処方の適正化についても引き続きエビデンスを収集し、処方状況等も踏まえながら必要に応じて追加を検討してまいります。

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。